



公共高第 202 号  
平成21年 6月29日

各所属所長 様

公立学校共済組合高知支部長  
(公印省略)

地方公務員等共済組合法の一部改正について (通知)

雇用保険法等の一部を改正する法律 (平成21年法律第5号。以下「雇用保険法改正法」という。) が平成21年3月30日に公布され、地方公務員等共済組合法 (昭和37年法律第152号。以下「法」という。) の一部が改正されましたのでお知らせします。

概要は下記のとおりですので、所属所の組合員の皆様に周知してください。

記

- 1 雇用保険法 (昭和49年法律第116号) の一部が改正され、育児休業者職場復帰給付金と育児休業基本給付金が統合されることに伴い、改正前の法第70条の2第1項ただし書を削ることとされ、育児休業手当金のうち育児休業を終了した日後引き続き6月以上組合員であるときに支給される部分も、同条本文に規定する育児休業手当金に統合することとされた。(雇用保険法改正法附則第11条による改正後の法第70条の2、第71条、第143条関係)

育児休業手当金の支給額は、法第70条の2第1項本文により、育児休業により勤務に服さなかった期間1日につき給料日額の100分の40に相当する金額に政令で定める数値 (1.25) を乗じて得た額が支給され、また同条同項ただし書きにより、その金額のうち、給料日額の100分の10に相当する金額に1.25を乗じて得た額については、育児休業が終了した日後引き続き6月以上組合員であるときに支給されると規定されています。

ただし、法附則第17条の2の暫定措置により、平成19年4月1日以降に育児休業が終了した日 (その日が当該育児休業に係る子が基準年齢に達した日) の場合は、当該育児休業に係る子が基準年齢に達した日) の翌日がある組合員及び平成22年3月31日までに育児休業を開始した組合員については、育児休業が終了した日後引き続き6月以上組合員であるときに支給される金額

は給料日額の100分の20に相当する金額に1.25を乗じて得た額とされているため、支給額は給料日額の100分の50に相当する金額に1.25を乗じて得た額となっています。

今回の改正で、ただし書きを削ることにより、育児休業手当金の支給額は、  
育児休業開始時から給料日額の100分の50に相当する金額に1.25を乗  
じて得た額に相当する金額が支給されることとされました。

- 2 育児休業手当金の額については、当分の間、休業前の給料日額の100分の50に相当する金額に1.25を乗じて得た額に相当する金額とすることとされた。(雇用保険法改正法附則第11条による改正後の法附則第17条の2関係)
- 3 雇用保険法改正法附則第11条による改正後の法第70条の2及び附則第17条の2の規定は、平成22年4月1日以降に開始された育児休業に係る育児休業手当金について適用するものとし、同日前に開始された育児休業に係る育児休業手当金については、なお従前の例によることとされた。(雇用保険法改正法附則第12条関係)
- 4 上記1から3までの改正は、平成22年4月1日から施行することとされた。

担当：公立学校共済組合高知支部  
共済班 塩田  
TEL 088-821-4755